

都市計画変更に係る理由書

1 案件名

釧路圏都市計画公園の変更

2 都市計画変更内容

区域面積の縮小変更

約 0.68ha→約 0.28ha(約 0.4ha の縮小)

3 都市計画変更理由

2・2・4号治水公園は、1962年(昭和37)年8月1日、保健の増進を目的とし、野球やゲートボールなどの運動利用ができる大きな広場を具備する街区公園として都市計画決定された。

しかし、近年は、公園利用者の安全確保の観点から、公園内での球技は推奨されておらず、また時代とともにゲートボールの利用もなくなっている。

なお、本公園を含む区域は、令和6年度に行われた釧路市立地適正化計画の改訂の際に都市機能誘導区域に位置付けられた。

これらを踏まえ、経済活動や交通、医療などを支える機能を向上させるための土地利用を図るために、本公園の遊戯施設や休養施設、広場、修景施設等の公園機能を維持しつつ、市街地における街区公園の標準的な規模とされている 0.25ha と同規模の 0.28ha へ縮小するものである。